鳥取市医療法施行条例をここに公布する。

平成２９年１２月２２日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第６４号

鳥取市医療法施行条例

（趣旨）

第１条　この条例は、医療法（昭和２３年法律第２０５号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（専属の薬剤師を設置すべき診療所）

第２条　法第１８条本文に規定する専属の薬剤師を置かなければならない診療所は、医師が常時３人以上勤務する診療所とする。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。